

相談支援センター大けやきの家 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東根福祉会が設置運営する相談支援センター大けやきの家（以下「事業所」という。）において実施する指定相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定相談支援の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、支給決定障害者等に提供福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。

4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(ア) 名称 相談支援センター大けやきの家

(イ) 所在地 山形県東根市大林二丁目3-15-6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 2名（常勤専従1名、常勤兼務1名）

相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の提供方法及び内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活全般に係る相談
 - (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
 - (3) サービス利用計画の作成
 - (4) 訪問によるモニタリング
 - (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (1) から (4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 事業所で行う指定相談支援を提供した場合は、支給決定を受けた支給決定障害者等から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領を行わないサービスを提供した際には、支給決定障害者等から法第32条第2項の規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費等の費用は、その実費を徴収する。
- 3 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たって、あらかじめ利用者またはその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意をする旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 4 第1項から第2項までの支払いを受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業所は、事業を提供している支給決定障害者等が当該事業と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法29条第3項の規定により算定された介護給付費及び訓練給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）又は高額障害福祉サービス費算定基準額（令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業者は、当該指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担上限額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、東根市全域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第10条 特定なし。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発、普及するための職員に対する研修の実施
- (5) 身体拘束・虐待防止委員会の設置

(苦情処理)

第12条 提供した指定相談支援に関する利用者又は、その家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、事実関係の調査、改善措置、利用者又は、家族に対する説明、記録の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(職員の研修)

第13条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、利用者に対し適切な指定相談支援を提供できるよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 前項については、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない。
- 4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する指定相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定相談支援を提供した日より5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人東根福祉会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和2年6月4日から施行し、令和2年4月1日より適用する。
- 附 則 この規程は、令和4年6月2日から施行し、令和4年4月1日より適用する。